



許可番号 10822013733

産業廃棄物処分業許可証

青森県青森市大字駒込字桐ノ沢110番地
株式会社山本工業 代表取締役 山本徳光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森市長 西 秀詔

許可の年月日 令和 7 年 3 月 12 日
許可の有効年月日 令和 9 年 12 月 23 日

1. 事業の範囲

事業の区分		取り扱う産業廃棄物の種類
中間 処理	破碎	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 木くず 繊維くず 廃プラスチック類 紙くず
	切断	廃プラスチック類 金属くず 木くず 繊維くず
	溶融固化	廃プラスチック類
	圧縮固化	廃プラスチック類 紙くず 繊維くず 木くず
これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。		

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	施設の所在地	処理能力	設置年月日	許可年月日	許可番号
破碎施設 (移動式：KMC300-2)	青森県青森市大字 小館字亀山121番24	がれき類 1200t/8h	平成9年12月5日	-	-
破碎施設 (移動式：TNB-14E)	青森県青森市大字 小館字亀山121番24	がれき類 400kgf・m	平成18年5月1日	-	-
破碎施設 (移動式：KM350J)	青森市内一円（ただし、騒音規制区域のうち、第1種規制区域では、敷地境界から480m以上離れた排出現場、第2種規制区域では敷地境界から270m以上離れた排出現場、第3種規制区域では、敷地境界から85m以上離れた排出現場、第4種規制区域では敷地境界から48m以上離れた排出現場、及び駐機場に限る） （駐機場）青森県青森市大字小館字亀山126番1	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 360t/8h	令和2年12月10日	令和2年1月15日	R01-8の2-3
破碎施設 (HZJ4222)	青森県青森市大字 小館字亀山126番1	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 608t/8h	令和2年12月10日	令和2年1月15日	R01-8の2-4
破碎施設 (WE-22、HC-75)	青森県青森市大字 小館字亀山126番1	木くず 繊維くず 33.576t/8h	令和2年12月10日	令和2年1月15日	R01-8の2-2
切断施設 (HCR-450P)	青森県青森市大字 小館字亀山126番1	廃プラスチック類 木くず 繊維くず 372KN	平成31年3月30日	-	-

(裏面に続く)

(裏面)

施設の種類	施設の所在地	処理能力	設置年月日	許可年月日	許可番号
切断施設 (TS500RCL-2)	青森県青森市大字 小館字亀山126番1	金属くず 2620KN	平成18年10月	—	—
切断施設 (TS-W500CV)	青森県青森市大字 小館字亀山126番1	金属くず 2460KN	平成18年12月	—	—
切断施設 (TSW610CV)	青森県青森市大字 小館字亀山126番1	金属くず 2710KN	平成22年6月	—	—
溶融固化施設 (SPB-20)	青森県青森市大字 小館字亀山126番1	廃プラスチック 類 0.16t/8h	令和5年11月8日	—	—
破碎・圧縮固化施設 (UC-75, EF4-550P-20)	青森県青森市大字 小館字亀山126番1	廃プラスチック 類 紙くず 織 維くず 木くず 4t/8h	令和7年2月15日	—	—

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9 年 12 月 24 日	新規許可
平成 14 年 12 月 24 日	更新許可
平成 20 年 2 月 20 日	書換え
平成 20 年 2 月 20 日	更新許可
平成 22 年 7 月 15 日	書換え
平成 25 年 6 月 17 日	更新許可
平成 30 年 2 月 8 日	更新許可
令和 3 年 1 月 25 日	書換え
令和 3 年 3 月 23 日	変更許可
令和 3 年 10 月 20 日	変更許可
令和 5 年 1 月 18 日	更新許可
令和 5 年 12 月 13 日	事業範囲の変更許可
令和 7 年 3 月 12 日	事業範囲の変更により、事業区分「破碎」で取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」、「紙くず」を追加する。また、事業区分に「圧縮固化」を、その取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」、「紙くず」、「繊維くず」、「木くず」を追加し、事業の用に供するすべての施設に「破碎・圧縮固化施設 (EF4-550P-20)」を追加する。

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有り

(以下余白)